

平成 17 年 3 月 7 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社ビジネスバンクコンサルティング
代表者名 代表取締役社長 大島 一成
(コード番号：3719)
問合せ先 管理部マネージャー 安達 博之
電話番号：03-3343-6680

「平成 16 年 12 月期 決算短信(連結)」の記載内容の追加訂正について

平成 17 年 2 月 25 日に発表いたしました「平成 16 年 12 月期 決算短信(連結)」記載内容、2. 経営方針(7)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況(5頁)に関しまして、より詳細に当社の取り組みをご理解いただくために、追加訂正いたします。なお、追加訂正箇所には波線を付しております。

記

訂正箇所「平成 16 年 12 月期 決算短信(連結)」 5 頁

(訂正前)

(7)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

IT (Information Technology : 情報技術) の発展、国際会計基準等の国際ルールの整備が進展するなかで、様々な場面において、透明性、平等性、即時性(スピード)がこれまで以上に叫ばれております。企業経営においても、従前の日本型統治システムが現代の環境に適合しなくなってきており、よりグローバルでオープンな環境で経営活動を営むための意識改革が必要となってきました。

当社におきましては、こうした時代認識を踏まえ、経営の透明性、平等性、即時性(スピード)さらには効率性を最大限に引き出すべく、常に万全の企業統治を行っていく構えであります。

(コーポレートガバナンスに関する施策の実施状況)

意思決定の迅速化、委任の明確化のため、商法上の意思決定機関である取締役会は代表取締役社長以下 4 名と比較的少数で構成し、月 1 回の定例会以外に必要な場合には臨時取締役会を開催し、迅速適切な意思判断に努めると共に、別途取締役会の諮問機関としてマネージャー会議(構成員は、取締役、監査役、マネージャー、サブマネージャー)(月 1 回開催)を組成し、幅広く現場の意見を聴取する方式を採用しております。また、監査役
の取締役会への出席及び内部監査の実施も併せて行っております。

なお、執行役員制度につきましても、一層の業務執行のスピード化を図るため、今後の課題として前向きに検討していきたいと考えております。

(訂正後)

(7)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

IT (Information Technology : 情報技術) の発展、国際会計基準等の国際ルールの整備が進展するなかで、様々な場面において、透明性、平等性、即時性(スピード)がこれまで以上に叫ばれております。企業経営においても、従前の日本型統治システムが現代の環境に適合しなくなってきており、よりグローバルでオープンな環境で経営活動を営むた

めの意識改革が必要となってきました。

当社におきましては、こうした時代認識を踏まえ、経営の透明性、平等性、即時性（スピード）さらには効率性を最大限に引き出すべく、常に万全の企業統治を行っていく構えであります。

（コーポレートガバナンスに関する施策の実施状況）

当社は、コーポレートガバナンスの充実のために、取締役会の一層の機能強化に取り組むとともに、下記のような施策を実施いたしております。

取締役会

意思決定の迅速化、委任の明確化のため、商法上の意思決定機関である取締役会は代表取締役社長以下4名と比較的少数で構成し（うち1名が社外取締役であり、当該社外取締役と当社の間には特別利害関係はありません。）、月1回の定例会以外に必要な場合には臨時取締役会を開催し、迅速適切な意思判断に努めております。取締役会では、重要事項は全て付議されておりますと同時に、業績の進捗状況につきましても討議し、対策等を迅速に行っております。また、監査役が取締役会へ出席することで、経営に対する適正な監視が行われております。

監査役

当社では監査役制度を採用しており、平成17年1月31日現在、監査役2名で構成されておりますが、2名の監査役いずれもが社外監査役の要件を満たしているとともに、当社との間において特別利害関係はありません。監査役は、定時取締役会、臨時取締役会及び必要に応じてその他の社内会議に出席し、取締役の業務執行を監督するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、内部監査の担当部門である管理部や監査法人と積極的に意見交換を行うなど、両者との緊密な連携を図ることにより、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。

内部監査

内部監査につきましては、当社の内部統制上、重要な役割であると認識しております。この内部監査を実施する部門としましては、代表取締役社長による直接の指示のもと管理部がその任に当たり、管理部の監査については他の部門が監査を担当することにより相互監査を行っており、監査結果は文書により代表取締役社長に直接報告されております。さらに、被監査部門に対しては監査結果を踏まえた改善指示を行い、その後遅滞なく改善状況を報告させることにより、内部監査の実効性を確保しております。

リーガルリスク

リーガルリスクの管理につきましては、各種契約をはじめとした法務案件全般について管理部が一元管理しており、重要な契約を締結する際など、法律に関する専門的な判断が必要となる場合には、顧問弁護士によるリーガルレビューを受ける等、法律の専門家によるタイムリーなアドバイスを受けております。さらに今後は、顧問弁護士による指導のもと、経営幹部及び管理部門の職員に対してリスクマネジメント及びコンプライアンスに関する研修を行うなど、リーガルリスクを回避する体制を強化していく予定であります。

監査法人

当社は、あずさ監査法人と監査契約を締結し、当該監査法人による監査を受けております。

その他の施策

当社は、幅広く現場の意見を聴取し、当該意見をいち早く経営に反映させるため、取締役会の諮問機関としてマネージャー会議（構成員は、取締役、監査役、マネージャー、サブマネージャー）を組成し、当該会議を月1回開催しております。また、執行役員制度につきましても、一層の業務執行のスピード化を図るため、今後の課題として前向きに検討していきたいと考えております。

以上